

# 保険医・保険薬剤師の新規登録の申請手続きが一部変わります

## 変更点の概要

- ✓ 令和7年2月25日から、保険医・保険薬剤師の新規登録の申請について、**マイナポータルから個々人で申請できる**ようになります。
- ✓ 書面申請の場合でも、マイナンバーの記載が原則必須になります。

## これまでのようにとりまとめて申請される場合の注意点

- ✓ 保険医療機関・保険薬局において、新規入職者分の保険医・保険薬剤師の登録申請を、とりまとめて（代理で）申請いただく場合、追加書類として**委任状と代理人の身元確認書類が必要**になります。

## 具体的な提出書類

- ✓ 申請手段別に見た提出書類は以下のとおりです。

		登録申請書	医籍番号等がわかる書類の写し(※)	番号確認書類	身元確認書類	代理権確認書類(委任状)	代理人の身元確認書類
個人のマイナポータルでの申請		○(マイナポータルで入力)	○(画像をアップロード)				
個人による書面での申請	窓口	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)		
	郵送	○	○	○	○		
医療機関・薬局の代理申請	窓口	○	○	○	○	△(窓口提示のみ)	△(窓口提示のみ)
	郵送	○	○	○	○	○	○

※ 医師（歯科医師、薬剤師）免許証又は登録済証（オンライン発行されたものを含む）

【補足】「番号確認書類」と「身元確認書類」のそれぞれで使えるもの

番号確認書類(以下のいずれか)	身元確認書類(以下のいずれか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・個人番号通知カード(有効なものに限る)</li> <li>・個人番号の記載のある住民票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード</li> <li>・以下の書類のいずれか1つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/官公署が発行した写真付き資格証明書など</li> <li>・以上2つのいずれも無い場合は、以下の書類から2つ以上 公的医療保険の資格確認書/年金手帳/児童扶養手当証書 など</li> </ul>

